



# 島根県報

平成20年10月31日（金）

号外 第 131 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【規 則】**

租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務に関する規則の一部を改正する規則 （建 築 住 宅 課） 2

## 公布された条例等のあらまし

◇租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務に関する規則の一部を改正する規則（規則第77号）

## 1 規則の概要

- (1) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の施行に伴う規定の整理（第2条関係）
- (2) 租税特別措置法の一部改正に伴う規定の整理（第1条―第3条・様式第1号・様式第2号関係）

## 2 施行期日

平成20年11月4日から施行することとした。

---

**規 則**

租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年10月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 島根県規則第77号

租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務に関する規則の一部を改正する規則

租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務に関する規則（昭和49年島根県規則第53号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ」を「第31条の2第2項第16号ニ、第62条の3第4項第16号ニ」に改める。

第2条第1項中「第31条の2第2項第15号ニ」を「第31条の2第2項第16号ニ」に、「第62条の3第4項第15号ニ」を「第62条の3第4項第16号ニ」に改め、同条第2項中「第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニ」を「第31条の2第2項第16号ニ又は第62条の3第4項第16号ニ」に改め、同項第14号中「第2条第36号」を「第2条第35号」に改める。

第3条中「第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニ」を「第31条の2第2項第16号ニ又は第62条の3第4項第16号ニ」に改める。

様式第1号中 「第31条の2第2項第15号ニ」を「第31条の2第2項第16号ニ」に改め、同様式の備考4から6までの規

定中「第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニ」を「第31条の2第2項第16号ニ又は第62条の3第4項第16号ニ」に改める。

様式第2号中 「第31条の2第2項第15号ニ」を「第31条の2第2項第16号ニ」に改め、同様式の備考3中「第31条の2

第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニ」を「第31条の2第2項第16号ニ又は第62条の3第4項第16号ニ」に改める。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、平成20年11月4日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務に関する規則の規定により作成された申請書でこの規則の施行の際受理されているものは、改正後の租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務に関する規則の規定により作成された申請書とみなす。